

健 発 1217 第 1 号
令和 3 年 12 月 17 日

各

都道府県知事
市 町 村 長
特 別 区 長

 殿

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

予防接種実施規則の一部を改正する省令の公布について

予防接種実施規則の一部を改正する省令（令和 3 年厚生労働省令第 192 号）が本日、別紙のとおり公布されました。改正省令の内容は下記のとおりですので、貴職におかれましてはこれを十分御了知の上、関係機関等に周知をお願いいたします。

第一 改正の概要

- 追加接種は、以下のいずれかの方法により行うものとする。
 - ・ 1.8 ミリリットルの生理食塩液で希釈したコロナウイルス修飾ウリジン RNA ワクチン（SARS—CoV—2）（令和 3 年 2 月 14 日に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号。以下「法」という。）第 14 条の承認を受けたものに限る。）を初回接種の終了後 6 月以上の間隔をおいて 1 回筋肉内に注射するものとし、接種量は、0.3 ミリリットルとする方法【現行】
 - ・ コロナウイルス修飾ウリジン RNA ワクチン（SARS—CoV—2）（令和 3 年 5 月 21 日に法第 14 条の承認を受けたものに限る。）を初回接種の終了後 6 月以上の間隔をおいて 1 回筋肉内に注射するものとし、接種量は、0.25 ミリリットルとする方法【新規】

第二 施行期日

公布の日（令和 3 年 12 月 17 日）